

「琉球美、造形研究会」規約

第1条（名称） 本会は「琉球美、造形研究会」と称する。

第2条（事務所） 本会の事務所は、Library & Studio #504 に置く。

第3条（目的） 本会は、美術・工芸の実作者、美術史・美学の研究者及び保存修復家や保存科学の研究者等で構成され、琉球の造形作品を復元するなどの制作行為、素材に対する分析等の調査研究、また広く造形作品の理論研究等を多面的・横断的に結びつけ、琉球の美意識を深く追及し、伝統の継承と新たな創造を生み出すことを目的とする。

第4条（事業） 前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条（会員） 本会の目的に賛同し、入会を申請し受理された者を会員とする。

2 会員が退会する時は、会計年度末までに申請すること。

第6条（会費） 会費を次のように定める。

(1) 年会費 2,000 円

(2) 学生、院生からは年会費を徴収しない

第7条（役員） 本会に次の役員を置き、会務の運営にあたる。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 事務局長 1名

(4) 監査 2名

2 役員は会員の互選によって選出する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 本会に顧問を置くことができる。

第8条（会計） 本会の運営に関する経費は、会費、寄付金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

2 本会の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

3 本会の事業計画及び、これに伴う活動予算は、総会の議決を経なければならない。

4 本会の事業報告及び、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第9条（総会） 本会は年1回総会を開き、次の事項を審議決定する。

(1) 規約、事業の改定

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 役員専任、または解任

(5) その他、会の運営に関し重要な事項

2 総会の開催においては会員の半数以上の出席、議決には出席者の過半数の賛成が必要とする。

3 会長が必要と認めたとき、または会員から請求があったとき、臨時総会を開催できる。

附則 この規約は、2021年10月1日から施行する。